(7) 法令に拠る指定及び規制等の状況

ア 大気汚染

(ア) 環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

「環境基本法」(平成5年11月、法律第91号) に基づく「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月、環境庁告示第38号)、「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月、環境庁告示第25号) は、表3.1-19に、「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年2月、環境庁告示第4号) は表3.1-20に、「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年9月、環境省告示第33号) は、表3.1-21に示すとおりである。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年 7 月、法律第 105 号)に基づく「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成 11 年 12 月、環境庁告示第 68 号)は、表 3.1-22 に示すとおりである。

表 3.1-19 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が	<長期的評価>
(NO_2)	0.04ppmから0.06ppmま	1年間の測定を通じて得られた1日平均値
	でのゾーン内又はそれ以	のうち、低い方から98%目に当たる値(1
	下であること。	日平均値の年間98%値)を環境基準と比
		較して評価を行う。
		なお、1日平均値の評価に当たっては、1
		時間値の欠測(異常値を含む)が1日(24
		時間)のうち4時間を超える場合には評価
		対象としない(以下、同じ)。
二酸化硫黄(SO ₂)	1時間値の1日平均値が	<短期的評価>
	0.04ppm以下であり、か	連続して又は随時に行った測定結果より、
	つ、1時間値が0.1ppm	測定を行った日又は時間について環境基準
	以下であること。	と比較して評価を行う。
一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が	<長期的評価>
	10ppm以下であり、か	1年間の測定を通じて得られた1日平均値
	つ、1時間値の8時間平均	のうち、高い方から数えて2%の範囲にあ
	値が20ppm以下であるこ	る測定値を除外した後の最高値(1日平均
	と。	値の年間2%除外値)を環境基準と比較し
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が	て評価を行う。ただし、上記の評価方法に
(SPM)	0.10mg/m³以下であり、	かかわらず、環境基準を超える日が2日以
	かつ、1時間値が	上連続した場合には、非達成と評価する。
	0.20mg/m³以下であるこ	
	と。	
	1時間値が0.06ppm 以下	<短期的評価>
光化学オキシダント	であること。	連続して又は随時に行った測定結果より、
(Ox)		測定を行った時間について環境基準と比較
		して評価を行う。

出典:「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月、環境庁告示第38号)

「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月、環境庁告示第25号)

「令和2年版埼玉県環境白書」(令和2年12月、埼玉県)

表 3.1-20 有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m³ 以下で	<長期的評価>
	あること。	同一地点で連続24時間サンプリン
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m³ 以下であ	グした測定値(原則月1回以上)
	ること。	を算術平均した年平均値を環境基
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m³ 以下であ	準と比較して評価を行う。
	ること。	
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m³以下で	
	あること。	

出典:「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年2月、環境庁告示第4号) 「令和2年版埼玉県環境白書」(令和2年12月、埼玉県)

表 3.1-21 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m³以	<長期的評価>
(PM2.5)	下であり、かつ、1日平	測定結果の1年平均値を環境基準(長期基
	均値が35 μ g/m³以下であ	準)と比較して評価を行う。
	ること。	<短期的評価>
		1年間の測定を通じて得られた1日平均値
		のうち、低い方から数えて98%目に当た
		る値を環境基準(短期基準)と比較して評
		価を行う。
		長期基準と短期基準の両方を満足した局に
		ついて、環境基準が達成されたと評価す
		る。

出典:「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年9月、環境省告示第33号) 「令和2年版埼玉県環境白書」(令和2年12月、埼玉県)

表 3.1-22 大気の汚染に係るダイオキシン類の環境基準

物質	基準値	評価方法
ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m³以下	<長期的評価>
		同一地点における1年間のすべての検体の
		測定値の算術平均を環境基準と比較して評
		価を行う。

出典:「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年12月、環境省告示第68号)

「令和2年版埼玉県環境白書」(令和2年12月、埼玉県)

(イ) 大気汚染防止法等に基づく排出基準及び指定地域

「大気汚染防止法」(昭和 43 年 6 月、法律第 97 号)では、廃棄物焼却炉のうち火格子面積が 2m²以上、または焼却能力が 1 時間当たり 200 kg以上である廃棄物焼却炉を「ばい煙発生施設」としており、廃棄物焼却炉から排出される排ガスの排出基準を定めている。また、廃棄物焼却炉から排出される排ガスには、埼玉県の指導方針による指導基準や埼玉県の条例による上乗せ基準が定められている。

a 硫黄酸化物に係る規制基準

「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」(平成 13 年 7 月、埼玉県条例 第 57 号)に基づく「ばい煙発生施設」及び「指定ばい煙発生施設」(廃棄物焼却炉のうち焼却能力が 1 時間当たり 200 kg未満、かつ、火格子面積が 2m²未満)に係る硫黄酸化物の K 値による排出基準は、表 3.1-23 に示すとおりである。

対象事業実施区域は、100号地域の基準が適用される。

また、「大気汚染防止法」では、K値規制のみでは環境基準の確保が困難であると認められる地域について、総量規制と燃料使用規制が定められているが、対象事業実施区域は総量規制が適用されない地域に位置する。

表 3.1-23 Κ値による硫黄酸化物の排出基準

大気汚染防止法			埼玉県生活環境保全条例
地域区分 一般排出基準 特別排出基準		(新設・既設の区別なし)	
100号地域	17.5	_	17.5

出典:「埼玉県の大気規制(固定発生源)ばい煙関係」(平成30年12月、埼玉県)

b ばいじんに係る規制基準

「大気汚染防止法」に基づく、廃棄物焼却炉から排出されるばいじんの排出基準は、表 3.1-24 に示すとおりである。

表 3.1-24 ばいじんの排出基準

		種類	標準酸素 濃度 (On%)	規模(焼却能力)	排出基準 (g/m³N)
廃棄物焼却炉	ばい	新設		4,000kg/時以上	0.04
物牌	煙	平成10年7月2日以降に設置		2,000~4,000kg/時	0.08
却	発生施設			2,000kg/時未満	0.15
炉	施設	既設		4,000kg/時以上	0.08
		平成10年7月1日以前に設置	12	2,000~4,000kg/時	0.15
			12	2,000kg/時未満	0.25
	指発 定生	新設		燒却能力200kg/時未満	0.15
	だ施設	平成11年4月1日以降に設置		かつ	0.13
	煙	既設		火格子面積2m²未満	0.25
		平成11年4月1日以前に設置			0.23

出典:「埼玉県の大気規制(固定発生源)ばい煙関係」(平成30年12月、埼玉県)

c 窒素酸化物に係る規制基準

「大気汚染防止法」に基づく、廃棄物焼却炉から排出される窒素酸化物の排出基準及び「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針」(昭和 54 年 3 月、埼玉県)に基づく窒素酸化物の指導基準は、表 3.1-25 に示すとおりである。

表 3.1-25 窒素酸化物の排出基準及び指導基準

ばい煙発生施設		規 最大排出ガス量 (万m³N/時)	標準酸素濃度 (On%)	排出基準 (ppm)	指導基準 (ppm)
廃棄物焼却炉	連続炉	4以上		250	180
		4未満	12	250	180
		4以上	12	250	180
	前項以外	4未満		_	180

出典:「埼玉県の大気規制(固定発生源)ばい煙関係」(平成30年12月、埼玉県)

d 有害物質(窒素酸化物以外)の排出基準と上乗せ基準

「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく廃棄物焼却炉から排出 される有害物質(塩化水素)の排出基準及び上乗せ基準は、表 3.1-26 に示すとおりで ある。

表 3.1-26 有害物質(塩化水素)の排出基準及び上乗せ基準

ばい煙発生施設の種類		標準酸素濃度 (On%)	排出基準 (mg/m³N)	上乗せ基準 (mg/m³N)
廃棄物焼却炉	焼却能力 200kg/時以上 500kg/時未満	12	700	500注)
	焼却能力 500kg/時以上		700	200 ^{注)}

注)標準酸素濃度補正(On=12%)による補正値。

出典:「埼玉県の大気規制(固定発生源) ばい煙関係」(平成30年12月、埼玉県)

(ウ) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく、廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の排出基準は、表 3.1-27 に示すとおりである。また、廃棄物焼却炉の集じん器で集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の処分(再生することを含む)を行う場合には、ダイオキシン類濃度を 3ng-TEQ/m³N 以下に処理する必要がある。

表 3.1-27 ダイオキシン類の排出基準

特定施設の	該当規模要件		標準酸素	排出	基準
付た他設の 種類			濃度	(ng-TE	$Q/m^3N)$
性粗			(On%)	新設	既設
	焼却能力が1時間当	焼却能力4t/時以上		0.1	1
廃棄物焼却炉	たり50kg以上または 火床面積0.5m ² 以上	焼却能力2t/時以上 ~4t/時未満	12	1	5
	八/小田恒0.3111-以上	焼却能力2t/時未満		5	10

注1)廃棄物焼却炉 (火格子面積2m²以上または焼却能力200kg時/以上) は、平成 9年12月1日までに設置されたもの(設置工事をしているものを含む)が既設となる。

出典:「ダイオキシン類に関する規制について」(平成30年10月、埼玉県)

注2)複数の廃棄物焼却炉を設置している場合は、火床面積または焼却能力を合計して規模要件の当否を判断する。

(エ) 水銀の排出基準

平成 25 年 10 月の水銀に関する水俣条約の採択を受けて、水銀等の大気中への排出 を規制するための「大気汚染防止法の一部を改正する法律」(平成 27 年 6 月、法律第 41 号)(以下「改正法」という。)をはじめ「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令」(平成 28 年 9 月、環境省令第 22 号)(以下「改正規則」という。)等が制定、公布されている。

本改正規則に基づく廃棄物焼却炉から排出される水銀の排出基準は、表 3.1-28 に示すとおりである。

		標準酸素	排出	l基準
対象施設	施設規模	濃度	(μg)	$'m^3N)$
		(On%)	新規	既存
①廃棄物焼却炉(専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であって、廃棄物処理法施行令第7条第5号に規定する廃油の焼却炉の許可のみを有し、原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外のものを取り扱うもの及びこの表の②に掲げるものを除く。)	火格子面積2m² 以上または焼 却能力が1時間 あたり200kg以 上のもの。	12	30	50
②廃棄物焼却炉のうち、水銀回収義務付け産 業廃棄物又は水銀含有再生資源を取り扱うも の	裾切りなし		50	100

表 3.1-28 水銀の排出基準

出典:「大気汚染防止法の一部を改正する法律等の施行について」(平成28年9月、環水大大発第1609264号)

(オ) 自動車 NO_x・PM法等に基づく対策地域

対象事業実施区域及びその周囲のうち深谷市は、「自動車から排出される窒素酸化物 及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成4年6月、 法律第70号)に基づく対策地域であり、寄居町は対策地域外である。

対策地域では、排出基準に適合しないトラック、バス、特殊自動車、ディーゼル乗用車は登録ができない。また、「埼玉県生活環境保全条例」では県内全域を対象として粒子状物質排出基準に適合しないディーゼル車の貨物、バス、特種自動車の運行禁止している。

イ 騒音

(ア) 環境基本法に基づく環境基準

「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月、環境庁告示第 64 号) は、表 3.1-29 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲における用途地域の指定状況は、図 3.1-4 に示すとおりである。

対象事業実施区域は、用途地域の定めない区域のため、B類型の基準が適用される。

表 3.1-29(1) 騒音に係る環境基準

		中代の短刑/学小中代	基	準値	
	地域の類型/該当地域		昼間	夜間	
		第1種低層住居専用地域			
		第2種低層住居専用地域			
	A	田園住居地域			
	_	第1種中高層住居専用地域			
		第2種中高層住居専用地域	55dB以下	45dB以下	
		第1種住居地域			
般地域	В	第2種住居地域			
域	Б	準住居地域			
		用途地域の定めのない地域			
		近隣商業地域			
	С	商業地域	60dB以下	50dB以下	
		準工業地域	00dD以上	OUCD以下	
		工業地域			

注)時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする

出典:「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月、環境庁告示第64号)

「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定」(平成11年2月、埼玉県告示第287号)

「深谷市告示第77号」(平成24年3月)

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。) については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表 3.1-29(2) 騒音に係る環境基準

	地域の区分 -		基準値	
			夜間	
道路に面する	A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下	
地域	B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下	

備考)車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分を いう。

出典:「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月、環境庁告示第64号)

幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表 の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表 3.1-29(3) 騒音に係る環境基準

基準値				
昼間 夜間				
70dB以下	65dB以下			

備考)個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間45dB以下、夜間40dB以下)によることができる。

出典:「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月、環境庁告示第64号)

(イ) 騒音規制法等に基づく規制基準及び指定地域

a 特定工場等及び指定騒音施設並びに作業場等に係る騒音の規制基準

「騒音規制法」(昭和 43 年 6 月法律第 98 号) に定める「特定工場等」及び「埼玉県生活環境保全条例」に定める「指定騒音施設」並びに「規制対象作業場等」の騒音に係る規制基準は、表 3.1-30 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲である深谷市及び寄居町は全域が規制地域である。 対象事業実施区域は用途地域の定めのない区域であるため、第2種区域に該当する。

表 3.1-30 特定工場等及び指定騒音施設並びに作業場等に係る騒音の規制基準

区域区分		時間区分				
		朝	昼間	夕	夜間	
		6時~8時	8時~19時	19時~22時	22時~6時	
	第1種低層住居専用地域					
	第2種低層住居専用地域					
第1種区域	田園住居地域	45dB	50dB	45dB	45dB	
	第1種中高層住居専用地域					
	第2種中高層住居専用地域					
	第1種住居地域					
	第2種住居地域		55dB	50dB	45dB	
第2種区域	準住居地域	50dB				
	用途地域の定めのない地域					
	都市計画区域外(一部地域)					
	近隣商業地域					
第3種区域	商業地域	60dB	65dB	60dB	50dB	
	準工業地域					
第4種区域	工業地域	65dB	70dB	65dB	60dB	
为4俚区以	工業専用地域 (一部地域)	OUUD				

注1)表に掲げた値は、工場・事業場及び屋外作業場の敷地境界における基準値である。

出典:「工場・事業場等の騒音・振動規制」(平成30年10月、埼玉県)

「騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について 規制する地域の指定」(平成24年3月、埼玉県告示第287号)

「騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音についての時間及び区域の区分ごとの規制基準」 (昭和54年4月、埼玉県告示第590号)

「深谷市告示第74号」(平成24年3月)

注2)規制区域は、原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めているが、一部異なる地域がある。

注3)学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内は、当該値から5dBを減じた値とする(第1種区域は除く)。

b 特定建設作業に係る騒音の規制基準

「騒音規制法」に定める「特定建設作業」に係る騒音の規制基準は、表 3.1-31 に示すとおりである。

対象事業実施区域は用途地域の指定のない区域であるため、1号区域に該当する。

表 3.1-31 特定建設作業に係る騒音の規制基準

	区域の区分	基準値	作業禁止時 間	最大作業 問	最大作業 日 数	作 業 禁止日
1号区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 開住居地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域準住居地域 第2種住居地域準住居地域 第2種住居地域準住居地域 商業地域 商業地域 用途地域の定めのない地域 和市計画区域外(一部地域) 上記区域外の区域で、学校、 保育所、病院、有床診療所、 図書館及び特別養護老人ホーム、幼保連携型認定ことも園 の周囲おおむね80m以内の区域 域	85dB	19時~7時	10時間/日	連続6日	日曜・休日
2号区域	工業地域工業専用地域		22時~6時	14時間/日		

注1)基準値は作業を行う場所の敷地境界において適用される。

注2)規制区域は、原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めているが、一部異なる地域がある。

出典:「建設作業の騒音・振動規制」(平成30年10月、埼玉県)

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に基づく区域の指定」

(平成24年6月、埼玉県告示第846号)

「深谷市告示第75号」(平成24年3月)

c 自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」に基づく自動車騒音に係る要請限度は、表 3.1-32 に示すとおりである。

対象事業実施区域の南側は主要地方道熊谷児玉線に接するほか、東側を主要地方道深谷寄居線、西側を一般県道寄居岡部深谷線が位置し、北側約2.5kmに一般国道17号が走っている。これら一般国道、県道では、道路沿道は幹線交通を担う道路に近接する空間(特例)の基準値が適用される。

表 3.1-32 自動車騒音の要請限度

区域の区分	昼間	夜間
区域の区分	6時~22時	22時~6時
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する	65dB	55dB
区域	(75dB)	(70dB)
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する	70dB	65dB
区域	(75dB)	(70dB)
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する	75dB	70dB
区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	(75dB)	(70dB)

注1)()の数値は幹線道路を担う道路に近接する区域に係る要請限度(特例)である。 注2)区域の区分は次に示すとおりである。

a区域:第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、 第2種中高層住居専用地域

b区域:第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域

c区域:近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典:「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令の規定に基づく区域の指定」(平成12年3月、埼玉県告示第421号)

「深谷市告示第76号」(平成24年3月)

ウ振動

(ア) 振動規制法等に基づく規制基準及び指定地域

「振動規制法」(昭和 51 年 6 月、法律第 64 号) に定める「特定工場等」及び「埼玉県生活環境保全条例」に定める「指定振動施設」並びに「規制対象作業場等」の振動に係る規制基準は、表 3.1-33 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲である深谷市及び寄居町は全域が規制地域である。 対象事業実施区域は用途地域の指定のない区域であるため、第1種区域に該当する。

表 3.1-33 特定工場等及び指定振動施設並びに作業場等に係る振動の規制基準

			進値	
区域の区分		昼間	夜間	
		8時~19時	19時~8時	
	第1種低層住居専用地域			
	第2種低層住居専用地域			
	田園住居地域		55dB	
	第1種中高層住居専用地域			
笠1種豆材	第2種中高層住居専用地域	60dB		
第1種区域	第1種住居地域			
	第2種住居地域			
	準住居地域			
	用途地域の指定のない地域			
	都市計画区域外 (一部地域)			
	近隣商業地域			
竺 0種豆材	商業地域準	65dB	60dB	
第2種区域	準工業地域	OOUD	ουασ	
	工業地域			

- 注1)表に掲げた値は、工場・事業場及び屋外作業場の敷地境界における基準値である。
- 注2) 規制区域は、原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めているが、一部異なる地域がある。
- 注3) 学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 おおむね50mの区域内は、当該値から5dBを減じた値とする(第1種区域は除く)。
- 出典:「工場・事業場等の騒音・振動規制」(平成30年10月、埼玉県)

「振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動についての時間及び区域の区分ごとの規制基準」 (昭和52年10月、埼玉県告示第1343号)

「振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動について 規制する地域の指定」(平成24年3月、埼玉県告示第291号)

「深谷市告示第78号」、「深谷市告示第79号」(平成24年3月)

(イ) 特定建設作業に係る騒音の規制基準

「振動規制法」に定める「特定建設作業」に係る振動の規制基準は、表 3.1-34 に示すとおりである。

対象事業実施区域は用途地域の指定のない区域であるため、1号区域に該当する。

表 3.1-34 特定建設作業に係る振動の規制基準

	ы н оп/\	基準値	作業禁止	最大作業	最大作業	作業
	区域の区分		時間	時間	日 数	禁止日
1号 区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 第2種住居地域 第2種住居地域 第2種在医地域 第2種在医地域 第2種在的 上間 上間 上間 上間 上間 上間 上間 上間 上間 上間 上間 上間 上間	75dB	19時~7時	10時間/日	連続6日	日曜・休日
2号	工業地域 工業専用地域		22時~6時	14時間/日		
凸以	上未导用地域 ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **		7 % 1. 😝			

注1)基準値は作業を行う場所の敷地境界において適用される。

注2)規制区域は、原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めているが、一部異なる地域がある。 出典:「建設作業の騒音・振動規制」(平成30年10月、埼玉県)

「振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動について 規制する地域の指定」(平成24年3月、埼玉県告示第291号)

「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準に基づく区域の指定(平成24年6月、埼玉県告示第847号)

「深谷市告示第78号」、「深谷市告示第79号」(平成24年3月)

(ウ) 道路交通振動の要請限度

「振動規制法」(昭和 51 年 6 月、法律第 64 号) に基づく道路交通振動に係る要請限度は、表 3.1-35 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲の用途地域の分布状況は、JR 深谷駅周辺及び秩父鉄道武川駅周辺に住宅系用途地域(一部商業・工業系)が分布するほかは、ほぼ用途地域の定めのない地域が広がり、住宅系及び用途地域の指定がない地域については、第1種の基準値が、商業・工業系については第2種の基準値が適用される。

表 3.1-35 道路交通振動の要請限度

			区分	
区域の区分		昼間	夜間	
		8時~19時	19時~8時	
	第1種低層住居専用地域			
	第2種低層住居専用地域			
	田園住居地域			
	第1種中高層住居専用地域		60dB	
第1種区域	第2種中高層住居専用地域	65dB		
第1 性 区以	第1種住居地域			
	第2種住居地域			
	準住居地域			
	用途地域の指定のない地域			
	都市計画区域外(一部地域)			
	近隣商業地域			
空0 種豆具	商業地域準	70dB	65dB	
第2種区域	準工業地域	roub	OUGD	
	工業地域			

注1)振動の測定場所は、道路の敷地の境界とする。

注2)区域は、原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めているが、一部異なる地域がある。

注3)学校、病院等特に静穏を必要とする施設周辺の道路における限度は同表に定める値以下当該値から5dB減じた値以上とし、特定の既設幹線道路の区間の全部または一部における夜間の第1種区域の限度は夜間の第2種区域の値とすることができる。

出典:「振動規制法施行規則」(昭和51年11月、総理府令第58号)の別表第2

「振動規制法第十六条第一項の規定に基づく指定地域内における道路交通振動の限度を定める命令の規定に基づく区域及び時間」(昭和52年10月、埼玉県告示第1345号)

「深谷市告示第81号」(平成24年3月)

工 悪臭

(ア) 悪臭防止法等に基づく規制基準及び指定地域

埼玉県では、「悪臭防止法」(昭和46年6月、法律第91号)に基づき規制地域が指定されており、対象事業実施区域及びその周囲においては臭気指数規制が行われており、対象事業実施区域の位置する深谷市は基準値2、寄居町は基準値2による規制がされている。

臭気指数規制基準は、表 3.1-36 及び表 3.1-37 に示すとおりである。

表 3.1-36 臭気指数による規制基準(敷地境界)

区域区分 -		基準値		
		基準値1	基準値2	
A区域	B,C区域を除く区域	臭気指数15	臭気指数15	
B区域	農業振興地域	臭気指数18	臭気指数21	
C区域	工業地域・工業専用地域	臭気指数18	臭気指数18	

出典:「悪臭規制について」(令和3年7月閲覧、埼玉県ホームページ)

表 3.1-37 臭気指数による規制基準(煙突等の排出口)

敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める換算式により算出する。

<悪臭防止法施行規則第6条の2第1項第1号排出口の実高さが15m 以上の施設>

次に定める式により臭気排出強度の量を算出するものとする。

 $qt = 60 \times 10^{A} \div F_{max}$ $A = L \div 10 - 0.2255$

これらの式において、qt、Fmax及びLはそれぞれ次の値を表すものとする。

qt:排出ガスの臭気排出強度(単位:m³N/分)

 F_{max} : 別表第3に定める式により算出されるF(x)(臭気排出強度 $1m^3N/$ 秒に対する排出口からの風下距離x(単位:m)における地上での臭気濃度)の最大値(単位: $/m^3N$)。

ただし、F(x)の最大値として算出される値が1を排出ガスの流量(単位: $m^3N/$ 秒)で除した値を超えるときは、1を排出ガスの流量で除した値とする。

L:敷地境界における規制基準

別表第3

 $F(x) = (1 \div (3.14 \times \sigma_v \times \sigma_z)) \times exp(-(He(x))^2 \div (2 \times \sigma_z^2))$

備考

この式において、x、 σ_v 、 σ_z 、及びHe(x)は、それぞれ次の値を表すものとする。

X:排出口からの風下距離(単位:m)

- σ_y:環境大臣が定める方法により周辺最大建物の影響を考慮して算出される、排出口からの風下 距離に応じた排出ガスの水平方向拡散幅(単位:m)
- σ_z:環境大臣が定める方法により周辺最大建物の影響を考慮して算出される、排出口からの風下 距離に応じた排出ガスの鉛直方向拡散幅(単位:m)
- He(x):次式により算出される、排出口からの風下距離に応じた排出ガスの流れの中心軸の高さ(単位:m)。ただし、次式におけるHiと Δ Hdの和が周辺最大建物の高さの0.5倍未満となる場合、 Δ 0m。
- He (x) = Hi + Δ H + Δ Hd

この式において、Hi、ΔH及びΔHdは、それぞれ次の値を表すものとする。

Hi:第2項に掲げる方法により算出される初期排出高さ(単位:m)

ΔH:環境大臣が定める方法により算出される、排出口からの風下距離に応じた排出ガスの流れの中心軸の上昇高さ(単位:m)

ΔHd:次表の上欄に掲げる初期排出高さの区分ごとに同表の下欄に掲げる式により算出される周 辺最大建物の影響による排出ガスの流れの中心軸の低下高さ(単位:m)

Hi が Hb 未満の場合	-1.5Hb
Hi が Hb 以上 Hb の 2.5 倍未満の場合	Hi-2.5Hb
Hi が Hb の 2.5 倍以上の場合	0

この表において、Hiは第2項に掲げる方法により算出される初期排出高さ(単位:m)を、Hbは周辺最大建物の高さ(単位:m)を表すものとする。

出典:「悪臭防止法施行規則」(昭和47年5月、総理府令第39号)

才 水質汚濁

(ア) 環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

「環境基本法」に基づく「水質汚濁に係る環境基準」(昭和 46 年 12 月、環境庁告示第 59 号) は表 3.1-38 及び表 3.1-39 に、「地下水の水質汚濁に係る環境基準」(平成 9 年 3 月、環境庁告示第 10 号) は表 3.1-40 に示すとおりである。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁 (水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成 11年 12月環境庁告示第 68号) は、表 3.1-41に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲を流れる河川のうち、生活環境の保全に関する環境 基準の河川の類型の指定状況は、北側を流れる福川及び東側を流れる唐沢川で、いず れも一般 B 類型、生物 B 類型である。

表 3.1-38 水質汚濁に係る環境基準 (人の健康の保護に関する環境基準)

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下(令和4年4月1日以降、0.02mg/L以下)
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

- 1.基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2.「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3.海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4.硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

出典:「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月、環境庁告示第59号)

表 3.1-39(1) 水質汚濁に係る環境基準(生活環境の保全に関する環境基準)

類型	利用目的の適応性	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL 以下
A	水道2級水産1級水浴及びB 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL 以下
В	水道3級水産2級及びC以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/100mL 以下
С	水産3級工業用水1級及び D以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	-
D	工業用水2級農業用水及び E以下の欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	-
Е	工業用水3級環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと	2mg/L以上	-

- 1.基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
- 2.農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。)。
- 3.水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的 に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ず る。)。
- 4.最確数による定量法とは、次のものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

試料10ml、1ml、0.1ml、0.01ml.....のように連続した4段階(試料量が0.1ml以下の場合は1mlに希釈して用いる。)を5本ずつBGLB醗酵管に移植し、35~37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100ml中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。

- 注)利用目的の適応性は、次の示すとおりである。
 - 1.自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 - 2.水 道 1級:ろ過による簡易な浄水操作を行うもの
 - 3.水 産 1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 - 水 産 2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 - 水 産 3級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 - 4.工 業 用 水 1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 - 工業用水2級 薬品注入等による高度な浄水操作を行うもの
 - 工業用水3級:特殊な浄水操作を行うもの
 - 5.環 境 保 全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を感じない限度
- 出典:「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月、環境庁告示第59号)

表 3.1-39(2) 水質汚濁に係る環境基準(大腸菌数:令和4年4月1日以降適用)

類型	利用目的の適応性	大腸菌数環境基準値 [90%水質値]	基準値の導出方法
AA	北		- 小光1 処の小光匠小及が白紗四
AA	水道1級	20 CFU/100mL	・水道1級の水道原水及び自然環
	自然環境保全	以下備考2	境保全の実態から基準値を導出
	及びA以下の欄に掲げるもの		
A	水道2級	300 CFU/100ml	・水道2級の水道原水の実態及び
	水浴	以下	諸外国における水浴場の基準値等
	及びB以下の欄に掲げるもの		を参考に基準値を導出
В	水道3級	1,000 CFU/100ml	・水道3級の水道原水の実態から
	及びC以下の欄に掲げるもの	以下	基準値を導出

- 1 大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値($0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
- 2 水道 1 級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大 腸菌数 $100\,\mathrm{C}\,\mathrm{F}\,\mathrm{U}/100\,\mathrm{ml}\,\mathrm{U}$ 下とする。
- 3 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
- 4 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

出典:「水質汚濁に係る環境基準の見直しについて(お知らせ)」(令和3年10月7日、環境省)

表 3.1-39(3) 水質汚濁に係る環境基準(生活環境の保全に関する環境基準)

		環境基準			
類型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン酸 及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温 域を好む水生生物及びこれらの 餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好 む水生生物及びこれらの餌生物 が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、 生物Bの欄に掲げる水生生物の 産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の 生育場として特に保全が必要な 水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下	

注)基準値は、年間平均値とする(湖沼もこれに準ずる)。

出典:「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月、環境庁告示第59号)

表 3.1-40 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下(令和4年4月1日以降、0.02mg/L以下)
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
/±: +v.	

- 1.基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については 、最高値とする。
- 2.「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3.硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4.1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度 と規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典:「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月、環境庁告示第10号)

表 3.1-41 水質汚濁に係るダイオキシン類の環境基準

項目	基準値	
水質(水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L以下	
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	

- 1.基準値は、2,3,7,8 四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に 換算した値とする。
- 2.大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とす る。

出典:「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。) 及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年12月、環境庁告示第68号)

(イ) 水質汚濁防止法等に基づく排出基準及び指定地域

「水質汚濁防止法」(昭和 45 年 12 月、法律第 138 号)では、一般廃棄物処理施設であり 1 時間あたりの処理能力が 200kg 以上または火格子面積が 2m²以上の焼却施設を「特定施設」としており、「特定施設」から排出される排水の排出基準を定めているほか、埼玉県の条例による上乗せ排水基準が定められている。排水基準は表 3.1-42 及び表 3.1-43 に上乗せ排水基準は表 3.1-44 に示すとおりである。

また、「水質汚濁防止法」に基づく排水基準のみでは環境基準の確保が困難であると 認められる閉鎖性水域(東京湾ほか)では総量規制が定められている。

総量規制は指定地域に所在する特定事業場のうち日平均排水量 50m³以上のものに 総量規制が適用されるが、対象事業実施区域は指定地域に位置していないため総量規 制は適用されない。

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく廃棄物焼却炉から排出される排水に適用される排出基準は、表 3.1-45 に示すとおりである。

表 3.1-42 排水基準(有害物質)

項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L
全シアン化合物	1mg/L
有機燐化合物	1 /T
(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPNに限る。)	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物(海域以外の公共用水域)	10mg/L
ふっ素及びその化合物(海域以外の公共用水域)	8mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物及び亜硝酸化合物、硝酸化合物	100mg/L ^{注)}
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

- 1.「検出されないこと。」とは、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 2.砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する 事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
- 注)アンモニア性窒素に0.4を乗したものと亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計とする。

出典:「排水基準を定める省令」(昭和46年6月、総理府令第35号)

表 3.1-43 排水基準(生活環境項目)

項目	許容限度
水素イオン濃度(海域以外の公共用水域)	5.8以上·8.6以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L(日間平均120mg/L)
化学的酸素要求量(COD)	160mg/L(日間平均120mg/L)
浮遊物質量(SS)	200mg/L(日間平均150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	$2 { m mg/L}$
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	$2 { m mg/L}$
大腸菌群数	日間平均3,000個/cm3
窒素含有量	120mg/L(日間平均60mg/L)
燐含有量	16mg/L (日間平均8mg/L)

- 1.「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2.この表に掲げる排水基準は、1日あたりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場または事業場に 係る排出水について適用する。
- 3.水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を 掘採する鉱業を含む。)に属する工場または事業場に係る排出水については適用しない。
- 4.水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
- 5.生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水 に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限 って適用する。
- 6.窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が1Lにつき9,000mgを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

出典:「排水基準を定める省令」(昭和46年6月、総理府令第35号)

表 3.1-44 排水基準 (上乗せ排水基準)

単位:mg/L

特定施設	生物化学的酸素要求量	浮遊物質量	フェノール類含有量
焼却施設	25 (日間平均20)	60 (日間平均50)	1

出典:「工場・事業場等排水の水質規制」(令和3年5月、埼玉県)

表 3.1-45 ダイオキシン類の排出基準

特定施設	基準値
大気基準適用施設である廃棄物焼却炉から発生するガスを	
処理する廃ガス洗浄施設、湿式集じん装置	10. TEO/I
大気基準適用施設である廃棄物焼却炉において生ずる灰の	10pg-TEQ/L
貯留施設であって、汚水等を排出するもの	

出典:「ダイオキシン類に関する規制について」(平成30年10月、埼玉県)

(ウ) 土木建設作業に伴う汚水等の基準

「埼玉県生活環境保全条例」では、指定土木建設作業に伴い排出する汚水等の基準が 定められている。作業において汚水等を排出する場合は、表 3.1-42 に示す排水基準(有 害物質)及び表 3.1-46 の基準が適用される。

表 3.1-46 指定土木建設作業に係る排水基準

項目	基準値
水素イオン濃度	5.8~8.6
浮遊物質量	180 (日間平均 150) mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱物油類含有量)	5mg/L

出典:「工場・事業場等排水の水質規制」(令和3年5月、埼玉県)

カ 土壌汚染

(ア) 環境基本法に基づく環境基準

「環境基本法」に基づく「土壌の汚染に係る環境基準」」(平成3年8月、環境庁告示第46号)は表3.1-47に、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」は表3.1-48に示すとおりである。

表 3.1-47 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.03mg以下であり、かつ、農用地において
	は、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒(ひ)素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限
	る。) においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未
	満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
件 工	

- 1.環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これ を用いて測定を行うものとする。
- 2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1 L につき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.08mg及び1 mgを超えていない場合には、それぞれ検液1 L につき0.09mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
- 3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4.有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 5.1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の 濃度と日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典:「土壌の汚染に係る環境基準」(平成3年8月、環境庁告示第46号)

表 3.1-48 土壌中のダイオキシン類に係る環境基準

項目	基準値	測定方法
土壌	1,000pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出
		し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定
		する方法(ポリ塩化ジベンゾフラン等(ポリ塩化ジベン
		ゾフラン及びポリ塩化ジベンゾーパラージオキシンをい
		う。以下同じ。) 及びコプラナーポリ塩化ビフェニルを
		それぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジ
		ベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併
		用して測定するものに限る。)

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
- 3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合(簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2 を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。

出典:「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び 土壌の汚染に係る環境基準 | (平成11年7月、環境庁告示第68号)

(イ) 土壌汚染対策法等に基づく土壌の汚染状態の基準

「土壌汚染対策法」(平成 14 年 5 月、法律第 53 号)では土壌の汚染状態の基準が表 3.1-49 に示すとおり定められており、「埼玉県生活環境保全条例」においても、土壌汚染基準(法と同様の土壌溶出量基準及び土壌含有量基準)を定めている。

表 3.1-49 土壌の汚染状態の基準

		基準値	
分類	特定有害物質	(地下水の摂取などによるリスク) 土壌溶出量基準	(直接摂取によるリスク) 土壌含有量基準
	クロロエチレン	0.002mg/L以下	-
	四塩化炭素	0.002mg/L以下	-
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	-
第	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	-
	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	-
種特定有害物質	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	-
上 有	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	-
害物	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	-
質	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	-
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	-
	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	-
	ベンゼン	0.01mg/L以下	-
	カドミウム及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下
	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	250mg/kg以下
第	シアン化合物	検出されないこと	遊離シアン 50mg/kg以下
第二種特定有害物質	水銀及びその化合物	総水銀:0.0005mg/L以下 アルキル水銀:検出されないこと	15mg/kg以下
定有	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下
害物	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下
質	砒素及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下
	ふっ素及びその化合物	0.8mg/L以下	4,000mg/kg以下
	ほう素及びその化合物	1mg/L以下	4,000mg/kg以下
	シマジン	0.003mg/L以下	-
有第	チオベンカルブ	0.02mg/L以下	-
有害物質	チウラム	0.006mg/L以下	-
質定	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと	-
	有機リン化合物	検出されないこと	-
備者			

- 1.土壌溶出量基準は26の特定有害物質すべてについて、土壌含有量基準は「第二特定有害物質」の9物質に限り定められている。
- 2.土壌溶出量基準は、「土壌の汚染に係る環境基準」の表の「環境上の条件」の欄の検液中濃度に係る値と同じ値になっている。
- 3.埼玉県生活環境保全条例に基づく土壌の汚染に係る基準についても、上と同じである。
- 4.クロロエチレンの基準値は、平成29年4月1日から適用。
- 5.従前のシス-1,2-ジクロロエチレンにトランス-1,2-ジクロロエチレンを追加して、併せて1,2-ジクロロエチレンと して規定(平成31年4月1日施行)。1,2-ジクロロエチレンの濃度は、シス体の濃度とトランス体の濃度の和とす る。

出典:「令和2年版 埼玉県環境白書」(令和2年12月、埼玉県)

キ 地盤沈下

(ア) 工業用水法等に基づく規制基準及び指定地域

「工業用水法」(昭和 31 年 6 月、法律第 146 号)、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」(昭和 37 年 5 月、法律第 100 号)及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく地下水採取規制地域は、図 3.1-11 に示すとおりである。

対象事業実施区域は、埼玉県生活環境保全条例に基づく第二種指定地域である。



出典:「地下水採取規制について」(令和3年7月閲覧、埼玉県ホームページ)に対象事業実施区域を加筆 図 3.1-11 地下水採取規制地域図

ク景観

景観については「景観法」(平成 16 年 6 月、法律第 110 号)、「埼玉県景観条例」(平成 19 年 7 月、埼玉県条例第 46 号)、「埼玉県景観規則」(平成 19 年 11 月、埼玉県規則第 90 号)、「埼玉県景観計画」(平成 19 年 8 月、埼玉県)等により規制されている。

対象事業実施区域及びその周囲は、埼玉県内全域を景観計画区域(景観行政団体である市町村等の区域を除く)としており、さらに景観計画区域内を景観上の特性や課題が異なる区域に区分している。対象事業実施区域の位置する深谷市は、特定課題区域となっている。

ケ 廃棄物

埼玉県では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年 2 月、法律第 137 号) 及び「埼玉県生活環境保全条例」の規定に基づき、「第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画(埼 玉県食品ロス削減推進計画)」(令和 3 年 3 月、埼玉県)を策定し、「持続可能で環境にや さしい循環型社会」の実現を目指している。

大里広域市町村圏組合では、「大里広域市町村圏組合 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」 (令和 2 年 3 月、大里広域市町村圏組合)を策定し、生活環境の保全や一般廃棄物の適正 処理に向けた施策に取り組んでいる。

コ 地球温暖化

埼玉県では、地球温暖化対策の取り組みとして、「地球温暖化対策の推進に関する法律」 (平成10年10月、法律第117号)及び「埼玉県環境基本計画」(平成29年3月、埼玉県) に基づく、「埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)」(令和2年3月、埼玉県環境部温 暖化対策課)を策定し、2030年度における埼玉県の温室効果ガス排出量を2013年度比 26%削減する目標を示している。また、将来像として「脱炭素社会」及び「気候変動に適 応した持続可能な社会」の実現を目指すこととしている。

サ 自然関係法令等

対象事業実施区域及びその周囲における自然環境保全に係る法令等による指定状況は、表 3.1-50 に示すとおりである。

表 3.1-50 自然関係法令等に基づく指定の状況

		指定の)有無		
	地域その他の対象		対象事業 実施区域	周囲	関係法令等
		国立公園	×	×	
	自然公園	国定公園	×	×	自然公園法
		県立自然公園	×	×	
	自然環境	原生自然環境保全地域	×	×	·自然環境保全法
	保全地域	自然環境保全地域	×	×	日然垛况休主広
	自然遺産		×	×	世界遺産条約
		近郊緑地保全区域	×	×	首都圏近郊緑地保全法
自然	緑地	特別緑地保全地区	×	×	都市緑地法
自然保護関連	利利、产 巴	ふるさとの緑の景観地	0	0	ふるさと埼玉の緑を守り育て る条例
連	動植物保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植 物の種の保存に関する法律
		特別保護区	×	×	
		鳥獣保護区	×	0	- 鳥獣の保護及び管理並びに狩
		特定猟具使用禁止区域(銃)	0	0	猟の適正化に関する法律
		指定猟法禁止区域	×	0	
		登録簿に挙げられている湿地 の区域	×	×	ラムサール条約
	急傾斜地崩塌	· 衷危険区域	×	×	急傾斜地の崩壊による災害の 防止に関する法律
	地すべり防止	上区域	×	×	地すべり等防止法
	砂防指定地		×	0	砂防法
災	土砂災害警戒区域		×	0	土砂災害警戒区域等における土砂 災害防止対策の水深に関する法律
	保安林		×	×	森林法
	河川区域		×	×	河川法
	河川保全区域		×	×	
			×	×	工業用水法
	地下水採取規制区域		×	×	建築物用地下水の採取の規制 に関する法律
			0	0	埼玉県生活環境条例

(ア) ふるさとの緑の景観地

「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」(昭和54年3月、埼玉県条例第10号)に基づく、ふるさと緑の景観地の指定状況は、図3.1-12に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲には深谷市櫛挽ふるさとの緑の景観地及び寄居町櫛挽ふるさとの緑の景観地がある。

なお、対象事業実施区域に指定区域はない。

(イ) 鳥獣保護区等

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年 7 月、法律第 88 号)に基づく鳥獣保護区等の指定状況は、図 3.1-13 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲には、鳥獣保護区(仙元山公園)、指定猟具使用禁止区域(銃)及び指定猟法禁止区域(鉛散弾使用禁止区域)の指定がある。

なお、対象事業実施区域は指定猟具使用禁止区域(銃)となっている。

(ウ) 砂防指定地

「砂防法」(明治 30 年、法律第 29 号)に基づく砂防指定地の指定状況は、図 3.1-15 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲には、砂防指定地として押切川、前川及び藤治川がある。

なお、対象事業実施区域に砂防指定地はない。

(工) 土砂災害警戒区域

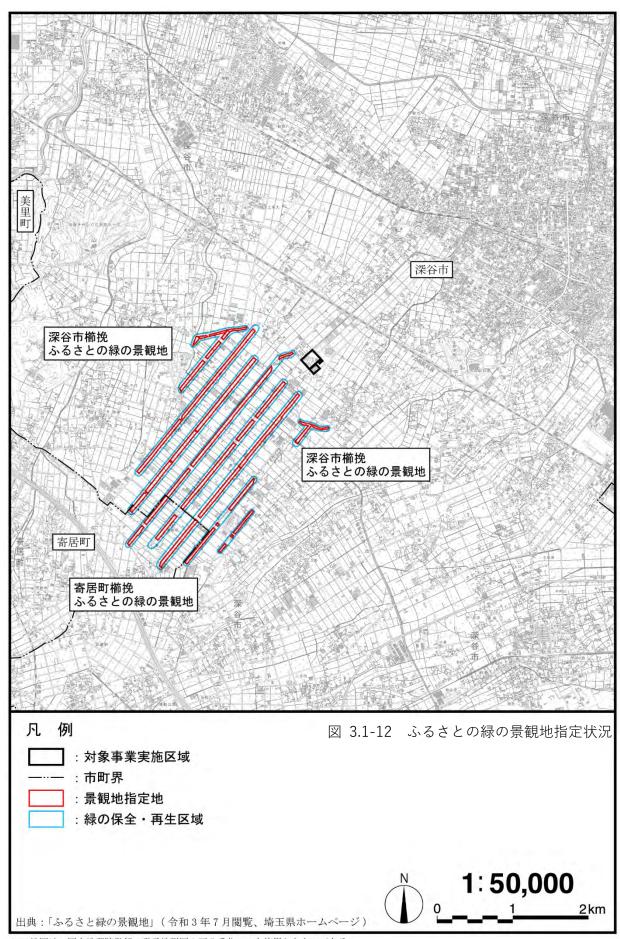
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年、法律第57号)に基づく、土砂災害警戒区域の指定状況は、図 3.1-14 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲には、土砂災害警戒区域が存在する。なお、対象事業 実施区域に土砂災害警戒区域はない。

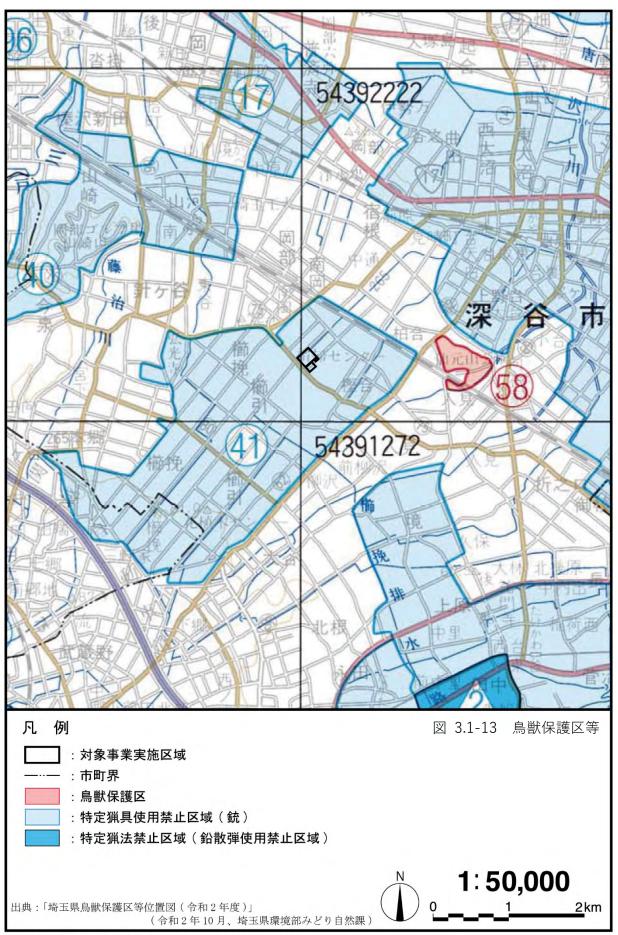
(才) 地下水採取規制区域

対象事業実施区域及びその周囲は、「埼玉県生活環境保全条例」に基づく規制地域である。

なお、対象事業実施区域は、生活環境保全条例に基づく指定地域(第二種指定地域)となっており(図 3.1-11 参照)、揚水機の吐出口の断面積の合計が 6 平方センチメートルを超える場合は、知事への届け出が必要となる。



この地図は、国土地理院発行の電子地形図2万5千分の1を使用したものである。



この地図は、国土地理院発行の電子地形図2万5千分の1を使用したものである。



この地図は、国土地理院発行の電子地形図2万5千分の1を使用したものである。



この地図は、国土地理院発行の電子地形図2万5千分の1を使用したものである。